

看護職員処遇改善について（佐久間病院）

1 経緯

看護職員の処遇改善について、令和4年10月から収入を3%程度引き上げる措置として、国が診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」を新設したため、該当する佐久間病院職員の処遇改善を行うもの。

2 概要

令和4年10月から、当該制度の算定方法に基づき、評価料を財源として看護職員と多職種を対象として処遇改善を行う。

処遇改善額は、救急搬送件数、看護職員数、入院患者数の増減により、実施年度や改善額が変動する可能性があるため、評価料を下回らないよう定期的に確認し、毎月支出する。

(1) 対象となる要件

救急医療管理加算に係る届出を行っている保険医療機関であって、救急搬送件数が年間で200件以上であること。**令和3年度実績 227件：佐久間病院該当**

(2) 対象職員

看護職員（看護師、准看護師、保健師）、及び医療機関の判断により賃金改善に充てることが可能な多職種（看護補助者、理学療法士等）。合計50名を見込む。

(3) 評価料年間見込額

(単位：円・人)

評価点×10円 (a)	入院患者総数 (b)	評価料試算額 (a×b)
710	8,011	5,687,810

※評価点 (平均看護職員数 34人×12,000円×1.165) ÷ (平均入院患者数 667.6人×10円) ≒ 71点